

事務連絡
令和元年12月23日

道府県・政令指定都市
地域環境保全基金担当者様

環境省大臣官房環境計画課

地域環境保全基金事業における対象経費について

平素より環境行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

地域環境保全基金事業については、その交付要綱において「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業に要する経費」を支弁する、としています。また、平成3年事務連絡において「地域の環境保全に関する知識の普及、啓発又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ着実に行うことができるよう、安定的な事業費財源を確保する」とことを目的とするとし、「職員の給与等事業費たりえないもの」については対象外とする旨通知しています。

以上から、対象費目の考え方については、その当初から、地方公共団体職員の人件費、事務費、旅費等の管理費を原則対象とせず、事業費に充てることとして運用を行ってきたものですが、基金事業団体からの要望等を踏まえ、事業施行のために直接必要な地方公共団体職員における事務費、旅費に要する費用も対象とします。

なお、計上した費用について、実績報告において、用務や用途等に照らして基金事業の施行のために直接必要な経費であることを示す書面を提出いただく必要がありますことを念のため申し添えます。

以上